

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 県民環境部・環境課

法令名	水質汚濁防止法			法令番号	昭和45年法律第138号		
手続名	緊急時の措置命令			根拠条項	第18条		
処分基準	<p>(1) 処分を行う場合</p> <p>当該都道府県の区域に属する公共用水域の一部の区域について、異常な濁水その他これに準ずる事由により公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係わる被害が生ずるおそれがある場合として水質汚濁防止法施行令で定める場合に該当する事態が発生したとき。</p> <p>水質汚濁防止法施行令で定める場合</p> <p>異常な濁水、潮流の変化その他これに準ずる自然的条件の変化により、公共用水域の水質の汚濁が水質環境基準において定められた水質の汚濁の程度の2倍に相当する程度（第三2条各号に掲げる物質による水質の汚濁にあつては、当該物質に係わる水質環境基準において定められた水質の汚濁の程度に相当する程度）を超える状態が生じ、かつ、その状態が相当日数継続すると認められる場合。</p> <p>(2) 処分の内容、程度</p> <p>その事態が発生した当該一部の区域に排水を排出する者に対し、期間を定めて、排水の量の減少その他必要な措置をすべきことを命じる。</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	目次